

9 景観法に基づく届出

令和8年4月1日現在

根拠法令	景観法（第16条） 奈良県景観条例（第9条）	担当課 担当係	景観・自然環境課 景観・屋外広告係 0742-27-8756																																																		
制度の概要	一定規模を超える建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の形質の変更及び物件の堆積をしようとする者は、知事に届け出なければならない。 ※ 詳細は、奈良県景観・自然環境課に問い合わせ下さい。 ※ 行為地が奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、葛城市、斑鳩町、明日香村の場合は各市町村長に対して届出が必要となりますので、規制内容等については、当該市町村に問い合わせ下さい。																																																				
対象地域	奈良県全域（ただし、景観行政団体である奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、葛城市、斑鳩町、明日香村を除く） 区域は、一般区域・重点景観形成区域（広域幹線沿道区域・第1種特定区域・第2種特定区域）に分かれています。																																																				
規制内容	届出対象物の、配置、規模、高さ、形態、意匠（色彩、素材等）及び緑化について規制。 届出が必要な行為と規模 <table><tr><th colspan="2">景観計画区域</th><th rowspan="2">一般区域</th><th colspan="2">重点景観形成区域</th></tr><tr><th>区分</th><th>届出対象行為</th><th>広域幹線沿道区域</th><th>第1種・第2種特定区域</th></tr><tr><td rowspan="3">(1)建築物の建築等</td><td>新築又は移転</td><td>建築面積1000㎡超又は高さ13m超</td><td>建築面積500㎡超又は高さ10m超</td><td>建築面積100㎡超（戸建て専用住宅は500㎡超）又は高さ10m超</td></tr><tr><td>増築又は改築</td><td colspan="3">増築又は改築に係る建築面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）</td></tr><tr><td>外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更</td><td colspan="3">外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）</td></tr><tr><td rowspan="3">(2)工作物の建設等</td><td>新設又は移転</td><td colspan="3">対象工作物ごとに次の別表のとおり</td></tr><tr><td>増築又は改築</td><td colspan="3">増築又は改築に係る築造面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）</td></tr><tr><td>外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更</td><td colspan="3">外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）</td></tr><tr><td colspan="2">(3)開発行為</td><td>行為地の土地面積3000㎡超</td><td colspan="2">行為地の土地面積1000㎡超</td></tr><tr><td colspan="2">(4)土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更</td><td>又はよう壁・のり面の高さ5m超かつ長さ10m超</td><td colspan="2">又はよう壁・のり面の高さが2m超かつ長さ10m超</td></tr><tr><td colspan="2">(5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td><td>行為地の土地面積3000㎡超又は堆積の高さ3m超</td><td colspan="2">行為地の土地面積1000㎡超又は堆積の高さ2m超</td></tr></table>			景観計画区域		一般区域	重点景観形成区域		区分	届出対象行為	広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域	(1)建築物の建築等	新築又は移転	建築面積1000㎡超又は高さ13m超	建築面積500㎡超又は高さ10m超	建築面積100㎡超（戸建て専用住宅は500㎡超）又は高さ10m超	増築又は改築	増築又は改築に係る建築面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）			外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）			(2)工作物の建設等	新設又は移転	対象工作物ごとに次の別表のとおり			増築又は改築	増築又は改築に係る築造面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）			外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）			(3)開発行為		行為地の土地面積3000㎡超	行為地の土地面積1000㎡超		(4)土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更		又はよう壁・のり面の高さ5m超かつ長さ10m超	又はよう壁・のり面の高さが2m超かつ長さ10m超		(5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為地の土地面積3000㎡超又は堆積の高さ3m超	行為地の土地面積1000㎡超又は堆積の高さ2m超	
景観計画区域		一般区域	重点景観形成区域																																																		
区分	届出対象行為		広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域																																																	
(1)建築物の建築等	新築又は移転	建築面積1000㎡超又は高さ13m超	建築面積500㎡超又は高さ10m超	建築面積100㎡超（戸建て専用住宅は500㎡超）又は高さ10m超																																																	
	増築又は改築	増築又は改築に係る建築面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）																																																			
	外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）																																																			
(2)工作物の建設等	新設又は移転	対象工作物ごとに次の別表のとおり																																																			
	増築又は改築	増築又は改築に係る築造面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）																																																			
	外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10㎡超 （※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）																																																			
(3)開発行為		行為地の土地面積3000㎡超	行為地の土地面積1000㎡超																																																		
(4)土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更		又はよう壁・のり面の高さ5m超かつ長さ10m超	又はよう壁・のり面の高さが2m超かつ長さ10m超																																																		
(5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為地の土地面積3000㎡超又は堆積の高さ3m超	行為地の土地面積1000㎡超又は堆積の高さ2m超																																																		

新設又は移転の際に届出が必要な工作物と規模

別表

景観計画区域区分 区域区分届出対象行為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域 第2種特定区域	第1種特定区域
(1)鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m超		高さ10m超
(2)煙突その他これらに類するもの	高さ13m超	高さ10m超	
(3)装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く)			
(4)高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの			
(5)ウォーターシャフト、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設			
(6)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	築造面積1000㎡超 又は 高さ13m超	築造面積500㎡超 又は 高さ10m超	
(7)自動車車庫の用途に供するもの			
(8)汚物処理場、ゴミ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの			
(9)上記に(1)～(8)に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m超 (※上記(1)の工作物は15m)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m超 (※上記(1)の工作物は15m)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m超
(10)自動販売機	届出不要		高さ1.5m超

許可等の基準

基準の概要

- ・建築物などの外観の色彩は、地域ごとの特性に対応するため、5つの地域区分（自然系地域・住居系地域・工業系地域・商業系地域・第1種特定区域）ごとにマンセル表色系で数値規制。
 - ・建築物などについては、原則として道路から1m以上後退し、行為地内は樹木等により緑化が必要。
 - ・建築物などの外観に設置する光源等の装飾は、各立面の1／5以下
 - ・その他、配置・規模・高さ・形態・意匠・緑化について景観に配慮することが必要。
- （詳細は、奈良県景観計画の「景観形成の基準」に定めています。）

手続きのフロー図

